

発明に見る日本の生活文化史 美容シリーズ 第1巻 理容室

はじめに

社会と技術のかかわり
なぜ、発明から文化を見るのか？

第1章 バリカンの動力源と当時のエネルギー事情

第2章 時代別に生活文化の変遷をとらえる

第1節 明治 文明開化による理容の多様化

第2節 大正 理容器具の付加価値の追求

第3節 昭和 電気駆動の台頭、使用者の快適性の追求

第3章 特許図面に理容室の変遷をとらえる

参考情報

使用した特許情報

掲載特許一覧表

詳しく調べるために

参考文献

おわりに

はじめに

今日のわたしたちは、産業構造の変化やエネルギー、環境問題、少子高齢化、そして科学技術の進歩などによって、様々な価値観の変化に直面しています。東日本大震災以降のエネルギー問題をきっかけに、国や専門家任せではなく生活者ひとりひとりが自ら考えを持ち行動する意識の高まりが見られます。急激な変化に対して方向性を見失わずに思想を持ち、あらたな時代を形作っていくことは重要な課題です。

高度な文化を持つという言葉がありますが、日本人はどのような文化を持って生きていくのでしょうか。文化は、人々の営みのなかで、人の頭の中にある思想、形となって表れた物、社会背景が複雑に関わり合った複合体であり、時の流れと共に変化する流動体であるために、とても掴みづらいものです。生きていく渦中であってはなおさらのことです。しかし人がより良く生きていくこうとする時、文化が生まれるのではないのでしょうか。

そこで本シリーズでは、文化の実体にできるだけ近づくための試みをします。ペリー来航をきっかけに、西洋の思想と物が生活の場に押し寄せてきました。そして近代には、西洋を模倣し和洋折衷の変遷をたどることになります。西洋化という急激な価値観の変化に対して、当時の生活者はどのような考えのもとで生きたのでしょうか。今では身近な生活道具となっている発明をたどることで、当時の人々の営みを探ります。身近な道具をとりあげることにより、文化の全体像が見渡しやすくなると思います。現在の私たちの営みを軌道修正していくための合わせ鏡とすることを意図しています。

最後になりますが、本シリーズは発明という理系のフィールドに文系の視点からアプローチしていることが特徴です。ネオテクノロジーは異なるフィールドに学ぶことで自らを磨き、今までにない新たな創造を生み出し、力強い総体と成っていくことを目指しています。技術は人々の生活とそれをとりまく社会との関わりの中で生まれるものであり、そもそも生活文化です。分野の垣根を越えて、皆様の研究の一助になることを願ひ発刊いたします。

社会と技術のかかわり

社会の変化とともに課題が生まれ、人はその課題を乗り越えるために技術を生み出します。そして、技術革新は産業の発達を通じて国の経済を活性化させ、ひいては人類の文化と生活の向上に貢献していきます。

技術は発明という形で公に表れます。社会を良くしたいという願いや、成功をつかみたいという欲望や夢など、課題に挑戦する人々の情熱や努力が発明を生み出す原動力となります。数えきれない失敗と僅かな成功を繰り返しながら、社会は少しずつ変化してきました。いま、私たちは発明に表れる先人達の挑戦の歴史を振り返ることによって、社会の変化に立ち向かう勇気をもらうことができるでしょう。

本書で取り上げる時代は、日本で特許制度が始まった明治初期から昭和の第二次大戦前までとしました。明治維新後の混沌の中で日本は近代化を急いできました。西欧諸国が植民地政策によって莫大な富をアジア諸国から吸い上げていくことへの危機感や、幕末に締結した西欧諸国との不平等条約解消の悲願がさらに近代化を加速化させました。

近代化は、文明開化すなわち西洋化の始まりです。西洋建築や洋装、洋食など、今では私たちの日常で当たり前になっていくもの多くが、この百年余りの短い期間に日本に流れ込んできました。井の中の蛙だった日本人にとって、西洋化はかなりのカルチャーショックだったはずですが、しかも、日本が西欧列強に飲み込まれてしまうかもしれないという大ピンチだったはずですが、日本人は独自の好奇心と勤勉さで、西洋文化を模倣するだけでなく、西洋文化を受け入れながらも日本の既存文化と融合させ、日本独特の文化を発展させてきました。明治と昭和第二次大戦前までの近代化への道のりを振り返り、先人達の情熱と努力が生み出した近代化のダイナミズムに触れることによって、現在の私たちが直面している社会変化に取り組み知恵と勇気を得ることができるよう。

技術発展の基盤として、産業振興と経済発展の基盤として、特許制度は重要な役割を担っています。特許制度は、日本が近代化し生活文化が花開くのと同位相に、大きなダイナミズムの潮流の中から生まれました。明治18年に専売特許条例が公布されてから、日本は海外技術の積極的な導入だけでなく独自に技術を発展させ、また技術革新により経済成長を成し遂げ、世界有数の特許出願国となりました。このことは、西洋文化を積極的に取り入れながら、日本独特の生活文化を発展させてきたことと重なります。特許制度の変遷は、日本人のたゆまない創造と発明の賜物といえるのです。

なぜ、発明から文化を見るのか？

本書は、生活道具の具体的な発明に表れる様々な工夫を通じて、生活文化を読み取ろうとする試みです。言い換えれば、庶民の生活の創意工夫（発明）の中に、時代の潮流を見出す新たなアプローチです。ネオテクノロジーは特許情報を社会の世相や課題が反映されるアーカイブ情報として活用することによって、現実の発明が積み上げてきた先人の知恵を学ぶことができると考えています。また、歴史上の偉人の活躍よりも、身近な生活道具にこそ生活文化の変化が表れると考えています。生活文化の片鱗は発明として表れます。発明の一つひとつは小さな工夫に過ぎません。しかし、発明を束にして時代を追っていくことによって、庶民の内に秘めた時代のダイナミズムに触れることができます。

特許情報から技術の広がりを見ることもできません。当然ですが、明治、大正、昭和の特許分類と現在の特許分類は一致していません。それは、時代とともに技術が進化し、特許分類が細分化されているからです。特許分類は、審査官が審査を行う際の便宜と外部利用者の検索上の便宜を主眼として付与されています。時代とともに技術が進化し、技術が細分化されていくに従って、特許分類も細分化されていきます。言い換えると、特許分類の変化から技術の広がりを見ることもできません。現在確認できるものを見てみると、特許制度制定後の明治18年から20年代後半までは35類、明治30年代から40年代は136類でした。大正10年に大幅に改正し、総計207類、種別2206種目となりました。第1類から第143類までは機械工業、第144類から186類までは化学工業、第187類から第207類までは電気工業となりました。

さあ、身近な生活道具の発明から百年前の日本人の暮らしにタイムスリップしましょう。

第1章では、明治と昭和初めまでの発明を総覧し、当時の生活文化をとらえます。

第2章では、時代別に生活文化の変遷をとらえるために、明治、大正、昭和それぞれについて特許の発行日順に発明を掲載します。見開き二ページで一件の発明とし、右ページには特許または特許明細書の最初のページを、左ページには「発明の目的」を掲載しています。ただし、方法の発明などで特許明細書に図面が記載されていない発明の場合には、左ページに「発明の目的」と明細書に記述されている「材料」、具体的な数値や条件、手順などが記述された「実施例」を掲載しています。

第1章 バリカンの動力源と当時のエネルギー事情

理容とは、整髪や顔そりなど頭部・顔面の手入れをすることであり、明治時代になるまで、日本での理容とは髪結いのことを指していました。変化が訪れたのは明治維新以降であり、文明開化、西洋化政策により西洋風の整髪が広まります。この頃の様子を表した有名な俗謡に、「ザンギリ頭をたゞいてみれば文明開化の音がする」というものがあります。この俗謡によって、日本の西洋化にはザンギリ頭が必須であることを国民に浸透させ、外国と対等の関係を築くのに邪魔になっていたちよん髷は断髪令などによって淘汰されていきました。

こうして、市民の間にまでザンギリ頭が浸透するようになり、さらには様々なザンギリ頭の形が生まれました。オールバックの「総髪撫付」、オランダ人から模倣した中央で髪を分けた「中割」、7対3で髪を分けた「開化頭」などが明治10年の雑誌にて紹介されています。

一方で女性については、明治6年には「婦人断髪禁止令」が出されています。更には不潔不経済的であるとして日本髪(結髪)の廃止にも力を入れました。こうした結果、婦人の間では束髪が多様化が進み「西洋上げ巻」や「まがれいと」といった髪結び方がうまれていきます。

本書では明治時代から大正、昭和初期の理容に関する発明を取り上げます。ザンギリ頭の促進、鬚文化の衰退といった背景から、明治時代以降の理容に関する発明では、安全剃刀、ハサミ、バリカンについての発明が多くみられます。一方で、先ほど述べたように、女性については断髪禁止令の影響があつてか、女性を対象とした理容器具の発明はあまり見当たりません。

以降の章では、時代ごとに理容器具の発明を紹介し、これらの発明から当時の生活や文化を探っていきます。本章では、明治時代から昭和初期にかけての「バリカンの動力源の歴史」に焦点をあて、バリカン操作の快適性をどのようにして向上させていったか、さらには当時のエネルギー観について見ていきたいと思えます。

明治時代から昭和初期にかけての動力源の変化

動力源といわれて、多くの人がはじめに思い浮かべるものは電気だと思えます。しかし、現在私たちが当たり前に享受している「電気」の歴史は決して古いものではありません。

電気に関する発明は1800年代から海外で加速し始めました。こうした発明が日本にやってくるのは明治時代中期になります。1882年（明治15年）に東京・銀座にアーク灯が灯され、市民が初めて電灯を見ることがになります。つまり、明治15年までは日本では電気を使うという感覚がなかったことになります。以後、電気の普及が進みますが度重なる戦争の影響もあり、日本にとって電気は非常に貴重なエネルギーの1つでした。電力は国家に管理され太平洋戦争に突入後は電力消費規制が行われるようになります。

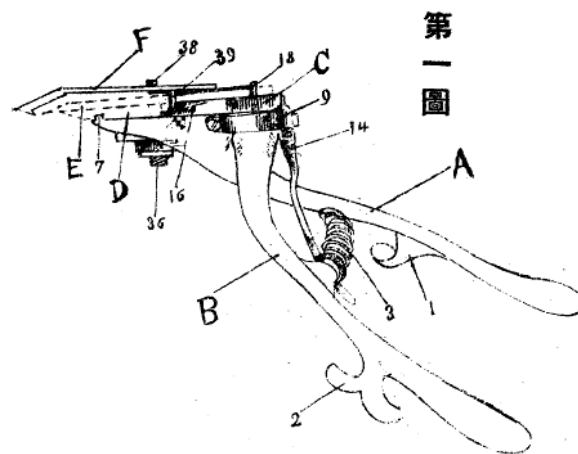
一方で、電気以外の動力源はどうなっていたのでしうか。からくり人形に代表されるように、日本には江戸時代からぜんまいや歯車などを用いた機械製作の技術がありました。そうした背景と文明開化の影響も受けて、明治時代には足踏旋盤が、大正時代には手押しポンプが発明され、機械を利用することによって人が行うよりも楽に動力を得る仕組みが発達していきます。これらの電気を使わない動力は、当時の人々に親しまれ、長い間使用し続けられました。

このことを踏まえて、明治後期から昭和初期におけるバリカンの発明について、動力源に注目してみていきましょう。

手動バリカンに関する発明

明治時代後期に発明されたバリカンの多くは、手動で理髪するものでありました。

・特許第20354号はバリカンを把持している手を握ることでバリカンを駆動し、髪を切ることができるものです。本発明の特徴は同一の長さで髪の毛を切り揃えられる、というものでした。動力源に注目すると、動力源は人そのものであり、理髪者が手を動かし続けることでバリカンを駆動することができました。



特許第20354号

自動バリカンに関する発明

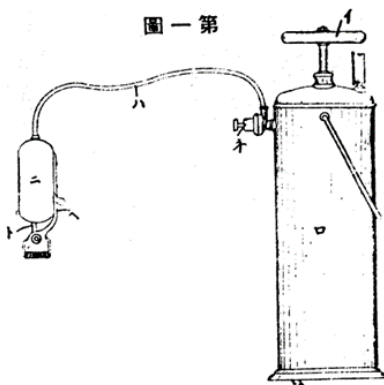
大正時代以降、バリカンの発明の中に「自動」といったキーワードが見られるようになります。これは、日本のもつ機械製作における技術力や文明開化による新しい技術の伝来が重なり、花開いたものと考えられます。次の3つの自動バリカンに関する発明を見てみましょう。

・特許第32547号は足踏用旋盤をバリカンの把持位置後端と連結させ旋盤を駆動することで、バリカンが自動で動き、整髪する発明になります。発明者は旋盤の回転を利用することで理髪作業を迅速にすることを目的としています。

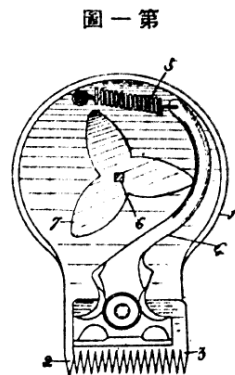
・特許第40144号はバネを利用した機械仕掛けによりバリカンの自動化を図った発明になります。発明者は自動化により軽快に理髪できることを目的としています。

・特許第40046号はポンプによってつくる「圧縮空気」を動力にしてバリカンの自動化を狙った発明になります。発明者はポンプを使用することは電気比べて経済的であり、電氣的危険もないため当時の日本の理髪店の現状に適していると考えております。

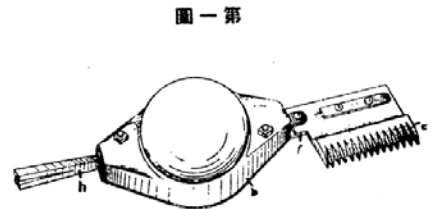
以上3つの発明をみますと、どの発明もバリカンの自動化を試みたものとなっており、明治時代からの技術の進歩が伺えます。また、これらの動力源に注目すると、旋盤の回転力、ばね力、さらには圧縮空気など様々です。当時の時代背景として、電気は貴重であり、またその扱いにも慣れていなかったため、このように多様な動力源のバリカンの発明が生まれたと考えられます。



特許第40046号



特許第40144号



特許第32547号

最後に、現在使われているような電気駆動式のバリカンはいつ頃発明されたのでしょうか。日本で最も古い発明は、大正8年に出版されました。特許第36168号には電動バリカンに関する発明が記されており、この発明者はアメリカ人であり、昭和に入るまで電気駆動式バリカンの発明が日本人によってなされていないことから、当時の人々には電気を利用する文化がまだ根付いていなかったと考えられます。

日本人による電気駆動のバリカンの発明は昭和11年になされました。特許第116479号は蓄電池を電源としたバリカンの発明です。蓄電池を使用することで携帯用としてバリカンを持ち運べるように工夫されています。

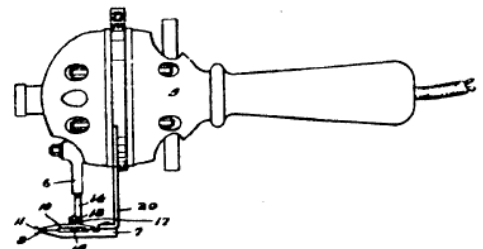
乾電池は明治20年に発明されており、日清戦争で軍用乾電池として使用されて以降注目を集めるようになりました。今回の蓄電池式バリカンが発明されたのは昭和11年のことでしたので、電池というものが民間に普及するまでにおおよそ50年近くかかったとこの発明から考えることができます。

当時の人々のエネルギー事情と現在に対する問い

これまでの発明をみますと、当時の日本人は電気への依存度がかなり低かったことがわかります。また、そのため機械仕掛けであったり、圧縮空気であったりと様々な工夫によってバリカンの自動化を成し遂げております。

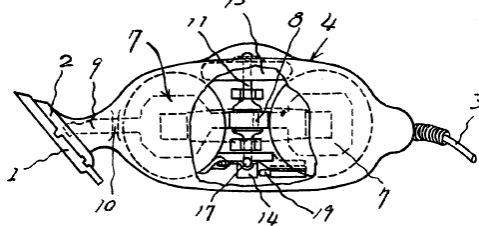
近年エネルギー問題が世界中で叫ばれており、省電力は大きな課題であります。それにも関わらず近年発売されている製品は電気を使用するものがほとんどです。私たちも先人に習い、様々な視点から柔軟に、製品の動力源を考える必要があることに気づかされます。

第一圖



特許第36168号

第一圖



特許第116497号

第2章 時代別に生活文化の変遷をとらえる

第1節 明治 文明開化による理容の多様化

明治維新以降、文明開化や西洋化政策の影響から、市民の間で西洋風の整髪が広まります。これにより、剃刀やハサミ、バリカン、櫛など様々な理容器具について発明がうまれていきます。ここでは明治時代になされた発明をいくつか紹介します。当時のニーズや文化を発明の中から見ていきましょう。

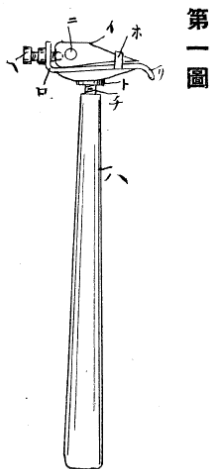
安全剃刀

特許第5005号は、柄の回旋を自在にし、かつ剃刀を任意の方向に固定して使用できるようにした剃刀の発明です。

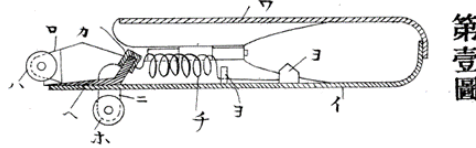
特許第7074号は、ばねの抵抗力を利用して毛髪を剃りつつかつ、皮膚を切傷する心配なく容易に安全に毛髪を剃ることができ発明です。そのため発明者は幼児の頭髪等も安全にそることができ、有用な発明であると考えております。

特許第17857号は、安全剃刀として縦に使用することができ、刃全体を使用することができ発明です。使用に慣れていないものでも自身や他人の頭髪や髯を安全かつ容易に剃ることができ発明です。

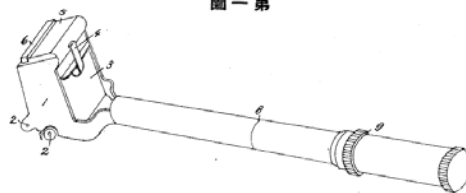
特許第19357号は、普段剃刀に慣れていなくとも容易に使用することができ且つ、如何なる場合でも剃刀にて皮膚を切傷するような心配がなく安全、愉快に使用することができ発明です。転子(図中2)が皮膚の上を転がることによって刃先が適当な位置になり、安全快適に剃毛することができ発明です。



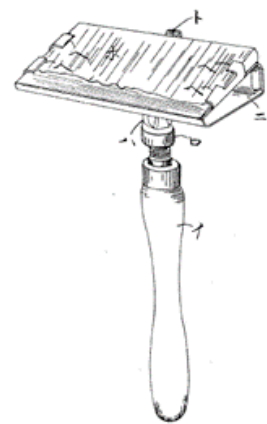
特許第17857号



特許第7074号



特許第19357号



特許第5005号

ハサミ（剪刀）

・特許第1295号は、理髪をする際に、櫛と鋏とを別々に用いる煩わしさを省きかつ、分離するのも容易にした発明であります

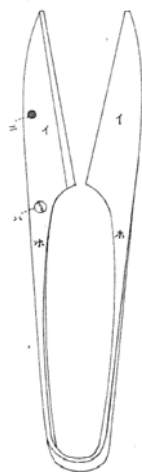
・特許第2057号は、櫛を用いずに毛髪の長短を任意一定に斬髪することができ発明です。本発明はハサミに開けられたネジ穴にネジ（本文では螺旋鋏と記載）を通し、その深さを調節することで毛髪の長短を自在に調節することができます。

・特許第5423号は、断毛の散逸を防ぐことができ、注油等で便利に掃除することができる発明になります。従来の剪刀では断毛が胸襟に落ち、皮膚の刺傷や、服に纏わりつくことによる掃除の面倒さが問題であったが、断毛を収容するスペースを確保したため清潔に理髪をおこなうことができます。

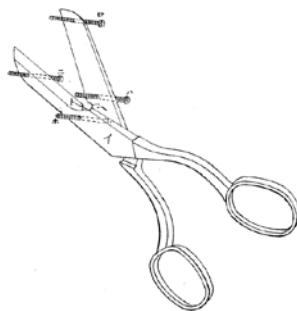
・特許第6452号は、理髪の際に付属の替え歯を交換せずに、長短を自在に理髪したり一定に理髪することができる剪刀の発明です。構造は簡易で、軽便自在に操作をすることができるので、理髪業者に大変有益な発明だと発明者は位置づけております。

・特許第18259号は、技能の巧拙関係なく、一個の「バリカン」を用いて毛髪の長短を任意にかつ、長くしていくも短くしていく自在であり使用軽便速刺で斑なく理髪することができる発明です。本理髪器には爪櫛（囟中（口）（ホ））を設け、その上下の距離を保持することで理髪する長さを任意に決めることができます。

圖一第

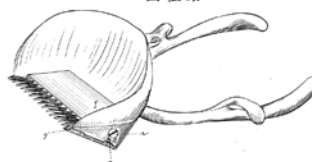


特許第1295号



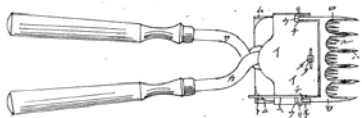
特許第2057号

圖壹第



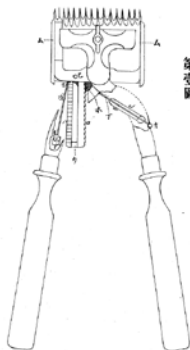
特許第5423号

圖一第



特許第18259号

第壹圖



特許第6452号

櫛

特許第3074号は、理髪の際にハサミに取付ければ、毛髪櫛の歯より脱することなく、一定の長さに散髪できるだけでなく髪長の短の程度に適宜に定めることができる発明になります。本発明は如何なる理髪用鋏にも取付け、使用することができ、ねじの調節によって櫛と鋏の距離を任意に設定することができます。

鼻毛刈

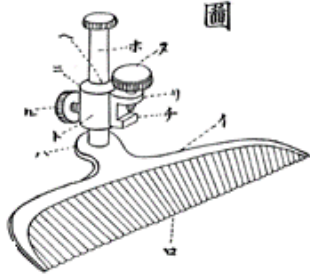
特許第8848号は、第一に他人を煩はさずに安全に鼻毛を剪り取ること、第二に安全に爪を切ること、第三に携帯に便利であること、第四に衛生的であることを目的とした鼻毛鋏の発明です。本発明の背景に、従来は髪剃を使用して鼻毛を剃っていたことがありますが、発明者はこの事に対して、皮膚を傷つける危険があること、不衛生であること、鼻毛を根元から剃ることは埃を深く吸い込んでしまう恐れがあることを指摘し、これらの指摘を本発明が解決していると記されています。

特許第19238号は、単独で鼻腔内の生毛を安全容易且つ迅速に刈り取り、剃刀刈における危険を避けることができる発明です。本発明は突起部を鼻腔内に突っ込み図中(ウ)部を把持している手で前後に動かすことで刃が回転し、鼻毛を刈ることができます。

理髪用椅子

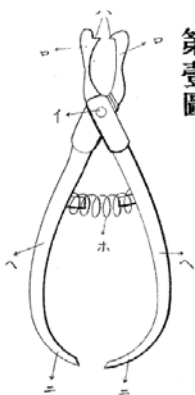
特許第5440号は、使用の度に椅子枕をととも簡易の方法で新陳代謝して清潔を維持し病症傳染等の心配をなくす発明です。図中(ハ)(ト)を回転することで枕當(枕カバーに相当)を動かすことができ、これにより、常に清潔な部分を使用することができ、感染症などを杜絶することに貢献することが考えられています。

第一圖



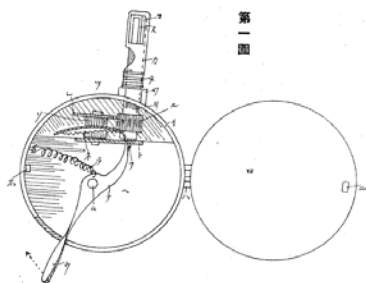
特許第3074号

第壹圖



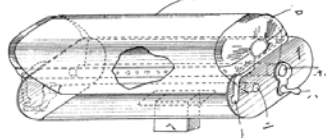
特許第8848号

第二圖



特許第19238号

圖壹第



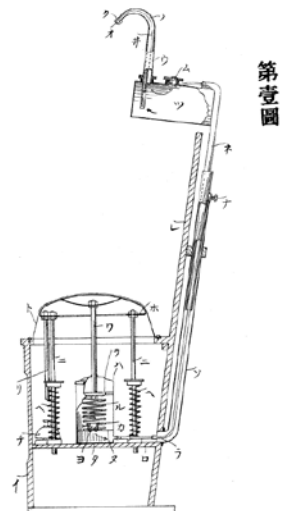
特許第5440号

特許第10559号は、いずれの手敷をも必要とせずただ腰を掛けるだけで直ちに噴霧し、噴霧し終ると同時に鈴が鳴る理髪用椅子の発明です。本発明は椅子に座った際の自重を利用して空気を圧し、貯液器内の液を霧状に噴出することができず。さらに、噴出時に同時に垂秤（凶中（リ））が下降し、噴出が終わると同時に鈴に接触し、音を鳴らします。本発明には想定される用途が記述されていませんでしたが、おそらく理髪店への導入が想定されたと考えられ、理髪店の作業者の作業効率を高めるために発明されたと思われる。

明治時代の発明を振り返って

（理容機器が市民に普及する）

これまで、明治時代になされた理容に関する発明をみてきました。よくみかけられた言葉に「均一」、「簡易性」、「安全」があります。これらの言葉の背景には、文明開化による頭髪の多様化があると思われます。江戸時代の髪結いは素人には難しかったため床屋（理髪店）で髪結いをしてもらうのが一般的だったようですが、いわゆる“ザンギリ頭”の流行により、ハサミや剃刀を用いた簡単な作業で理髪ができるようになりました。そのため、素人でも扱えるように「簡易」であり「安全」な理容器具の発明が多かったのではないのでしょうか。また、「均一」についてですが、これはバリカンの使用の影響もあると考えられます。バリカンは1885年（明治18年）ごろから使用され始め髪を短く刈り上げる髪形が定着したそうです。こうした背景もあり、ムラのないように同じ長さで散髪することの需要が高まり、様々な均一に刈り上げられる器具の発明が生まれたのだと考えられます。



特許第10559号

特許第一二二九五號

第九類

出願 明治二十四年三月九日
特許 明治二十四年七月二十三日
特許年限 五年

東京府本所區茅場町三丁目二番地

特許權者

原 谷 平 助

千葉縣市原郡平田村八番地本籍

東京府本所區柳原町二丁目五十四番地寄留

立 野 平 作

(明治二十九年七月二十二日
年限滿了ニ依リ特許權消滅)

明細書

鋏 (毛髮用)

此發明ハ一面ヲ齒ニ沿フテ截缺キ更ニ溝ヲ設ケテ缺頭ノ一方ヲ入レヘクナシタル櫛ト缺頭ノ一方ニ於テ穿チタル孔ニ護謨片ヲ挿入シ其缺脚ノ上部ニ螺鉸ヲ具ヘタル缺トノ組合ニ係リ其目的トスル處ハ毛髮ヲ理スルニ際シ櫛ト缺トヲ別々ニ用ユルノ煩ヲ省キ且ツ嵌離ヲ容易ナラシムルニ在リ

別紙圖面ノ第一圖ハ鋏、第二圖ハ櫛、第三圖ハ發明ニ關セサル一方ヲ截除シタル缺ノ部分ト櫛トヲ組合セタルモノヲ示ス

第一圖ニ示ス如ク缺頭(イ)ノ一方ニ於テ穿チタル孔(ニ)ニ護謨片ヲ挿入シ且ツ其表面缺脚(ホ)ノ上部ニ螺鉸(ロ)ヲ附設ス而シテ其缺頭(イ)ヲ第二圖ノ櫛(エ)ニ於テ適應スヘク設ケラレタル溝ニ嵌込ミ以テ第三圖ノ如クス然ルトキハ櫛(エ)ハ其下端ヲ螺鉸(ロ)ニ抑ヘラル、ト護謨ノ彈力トニ依リテ嵌込ミタル缺頭(イ)ニ密着ス加フルニ櫛(エ)ハ第二圖ニ示ス如ク其内面ヲ齒ニ沿フテ截缺キタレハ缺頭(イ)ノ刃部ハ自由ニ接合スルコトヲ得ルモノトス

此鋏ヲ使用スルニハ其櫛齒ヲ有セル側邊ヲ毛髮ヲ有スル部分ニ押當テ母指ヲ以テ櫛背ヲ抑ヘタル儘毛髮ニ逆ラヒテ刈上クルナリ若シ缺ヲ研キ又ハ櫛ノミヲ用ヒントスル時ハ缺脚ヲ握リ母指ヲ以テ櫛背ノ下端ヲ押上ケ螺鉸ヨリ離レシメ而シテ是ヲ脱スルナリ又櫛ト缺

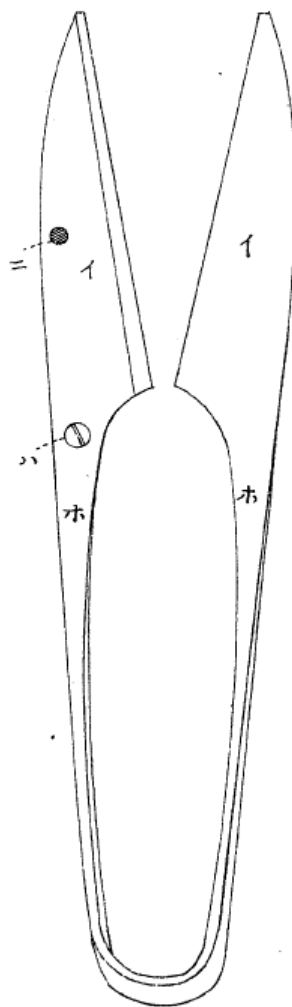
特許第一二二九五號

九十七

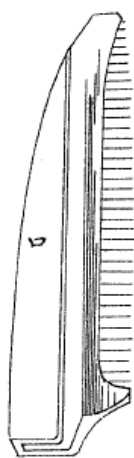
発明の目的

毛髪を理するに際して、櫛と鋏とを別々に用いる煩わしさを省き且つ分離するのも容易にしたものであります

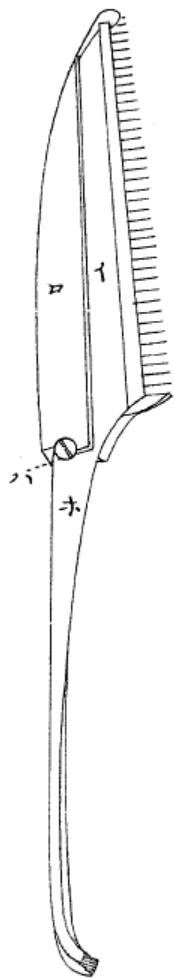
圖一第



圖二第



圖三第



図の説明

別紙圖面ノ第一圖ハ鋏、第二圖ハ櫛、第三圖ハ發明ニ關セサル一方ヲ截除シタル鋏ノ部分ト櫛トヲ組合セタルモノヲ示ス

特許第二〇五七號

第九類

出願 明治二十六年八月十六日
特許 明治二十六年十月九日
特許年限 十五年

(明治四十一年十月八日年限滿了ニ依リ特許權消滅)

千葉縣東葛飾郡八幡町百二十八番地
特許權者 岩澤伊之助

明細書

鋏 (理髮用)

此發明ハ在來ノ剪ニ螺旋鋏ヲ挿入シタルモノニ係リ其目的トスル所ハ櫛ヲ用ヒスシテ髮毛ノ長短ヲ任意一定ニ斬髮スルモノトス別紙圖面ハ本發明ノ斜圖ヲ示スモノトス

此發明ハ剪(一)ヲ在來ノ形狀ニ作り把手ヲ少シク曲ケテ頭ニ添フヘクス而シテ刃部ノ兩端ニハ螺旋孔ヲ貫穿シテ螺旋鋏(二)(三)(ホ)ヲ挿入スルモノトス又刃部ノ一端ニハ切缺(ニ)ヲ設ケテ剪ヲ狭メタルトキ螺旋鋏ニ觸レサラシムルモノトス

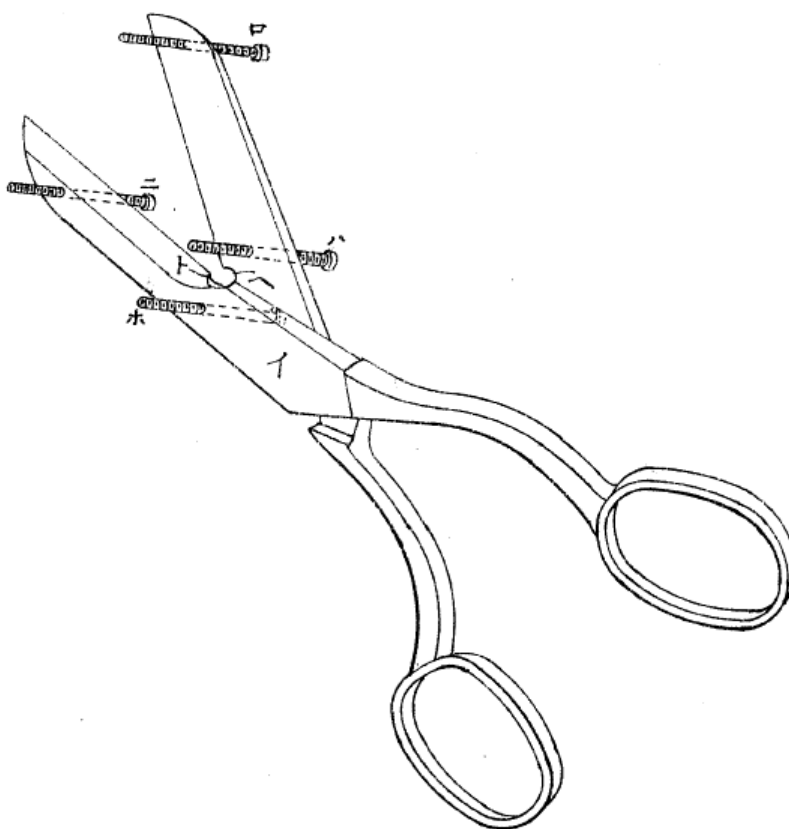
本發明ヲ使用スルニハ把手ノ曲リタル方ヲ上ニ向ケ先ツ剃リ殘サントスル髮毛ノ長短ニヨリ螺旋鋏ヲ一定シ(假令ハ五分ニ剃ラントスルトキハ螺旋鋏ヲ四分五厘位ニ定ムルモノトス)毛生ノ逆ニ剃込ムモノトス然ルトキハ螺旋鋏モ多少頭髮ヲ起サシムルノ作用ヲ有スルヲ以テ容易ニ理髮シ得ルモノトス

特許條例ニヨリ自分カ此發明ノ保護ヲ請求スル區域ヲ左ニ掲ク

一 櫛ヲ用ヒスシテ髮毛ノ長短ヲ任意一定ニ斬髮スヘキ目的ニ於テ剪(一)ノ刃部ノ兩端ニ螺旋孔ヲ穿チテ螺旋鋏(二)(三)(ホ)ヲ挿入シテ成ル鋏(理髮用)

発明の目的

櫛を用いずに毛髪の長短を任意一定に斬髪することができるものです



図の説明

別紙圖面ハ本發明ノ斜面部ヲ示スモノトス

特許第二七三六號

第五十六類

(明治三十九年五月二十一日
年限滿了ニ依リ特許權消滅)

出願 明治二十九年二月一日
特許 明治二十九年五月二十二日
特許年限 十年

東京市日本橋區小網町一丁目三番地
特許權者 龜山久太郎

明細書

剪刀

本發明ハ一端ニ凹字狀ノ截缺ヲ設ケタル彈片ヲ握リ剪刀ニ裝附シタル剪刀ニ係リ其目的トスル所ハ剪刀ノ腰ノ彈力ヲ保助シ且ツ研磨スルニ當リ及部ヲ交叉スルニ妨ケナクシテ使用ノ際及部ノ過度ニ交叉スルヲ防クニアリ

別紙圖面ニ於テ右ノ目的ヲ達スヘキ構造ヲ示ス其第一圖ハ本剪刀全體ノ正面圖第二圖ハ一方ノ及部ヲ除キタル内側面圖第三圖ハ本剪刀ノ及部ノ交叉ヲ止メラレタル様ヲ示セル圖ニシテ此等ノ諸圖ニ於テ同一ノ符號ハ同一ノ部分ヲ示スモノトス

本發明ハ普通ノ握リ剪刀ノ一脚ノ内面ニ彈片(ハ)ヲ鋸(ニ)ニテ裝附シタルモノニシテ彈片(ハ)ノ先端ニハ凹字狀ノ截缺(ア)ヲ設ケ以テ第一圖ニ示セル如ク他脚ヲ挾マシム而シテ截缺(ア)ノ兩邊緣(シ)(シ)ハ第二圖ニ示セル如ク及部ノ交叉ヲ止メ且ツ彈片(ハ)ノ外ル、ヲ防クノ用ニ供スルモノトス

本發明ハ前記ノ如キ構造ナルヲ以テ彈片(ハ)ハ剪刀ノ腰ノ彈力ヲ保助シ且ツ使用ノ際及部ヲシテ過度ノ交叉ヲナサシメ能ハサラシムルヲ以テ指頭ヲ傷クルカ如キ憂ナシ而シテ在來剪刀ノ交叉ヲ止ムル爲ニ及部ノ根ニ段階ヲ設ケタリト雖モ段階ヲ設ケタル時ハ研磨スルニ當リ一方ノ及リシテ該段階ヲ超ヘテ交叉セシムルカ或ハ反對ノ方向ニ交叉セシメサルヘカラサルヲ以テ及部嚙合ノ適度ヲ失スルカ如キ憂アレトモ本發明ハ研磨ノ際ニハ彈片(ハ)ヲ少レク起シテ横ニ回轉セシムレハ及部ノ交叉ヲ甚シカラシムルニ毫モ妨ナク且ツ及部嚙合ノ適度ヲ失スルカ如キ憂ナキモノトス

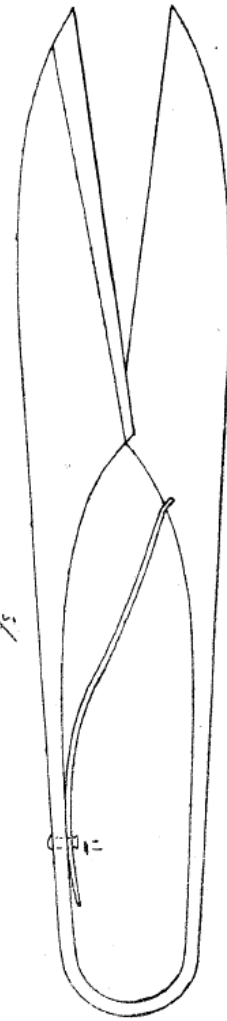
特許第二七三六號

九十五

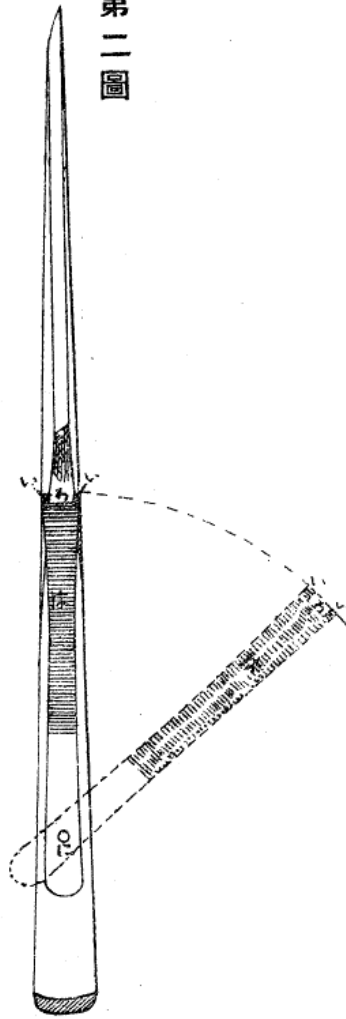
発明の目的

剪刀の腰部の弾力を保助し且つ研磨するに当たり刃部を交差することを妨げないで、使用の際に刃部の過度に交差することを防ぐものです。

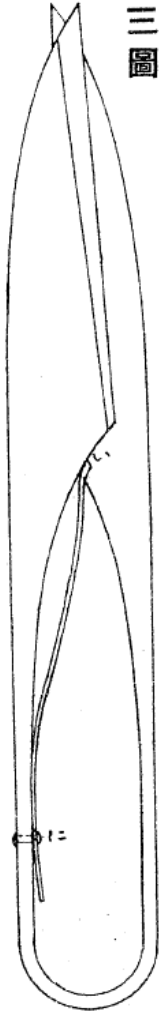
第一圖



第二圖



第三圖



図の説明

別紙圖面ニ於テ右ノ目的ヲ達スヘキ構造ヲ示ス其第一圖ハ本剪刀全體ノ正面圖第二圖ハ一方ノ刃部ヲ除キタル内側面圖第三圖ハ本剪刀ノ刃部ノ交叉ヲ止メラレタル様ヲ示セル圖ニシテ此等ノ諸圖ニ於テ同一ノ符號ハ同一ノ部分ヲ示スモノトス

山形縣遠藤梅五郎ヨリ明治卅年八月八日ニ出願シ同卅一年三月廿一日付ヲ以テ五ヶ年ヲ期限トシ特許シタル第
三〇七四號特許證ニ屬スル明細書左ノ如シ

第三〇七四號

櫛理髮用

本發明ハ中央ニ向テ傾ケル齒ヲ有スル櫛ノ背部中央ニ凸部ヲ設ケ此凸部ニ摺動シテ上下スル銚子ヲ插入セル軸
ヲ樹立シテ成ル櫛理髮用ニシテ其目的トスル所ハ理髮ノ際銚子取附ケ用フレハ毛髮櫛ノ齒ヨリ脱スルコトナク
シテ一定ノ長サニ斬髮シ得ルノミナラス其長短ノ度ヲ適宜ニ定メ得ルニ在リ

別紙第一圖ハ本發明全體ノ斜面圖第二圖ハ本發明ヲ銚子取附タル所ノ斜面圖ニシテ右二圖ニ於テ同一ノ符號ハ
同一ノ部分ヲ示ス

本發明櫛(イ)ハ中央ニ向テ傾ケル齒(ロ)ヲ有ク且ツ其背部ノ中央ニ突出部(ハ)ヲ設ケ此突出部(ハ)ニハ銚子(ニ)ヲ插入セ
ル軸(ホ)ヲ樹立セルモノニシテ銚子(ニ)ハ中心ニ孔(ヘ)ヲ貫通セル圓筒(ト)ノ側面ニコ字形ノ銚片(チ)ヲ設ケ其銚片(チ)ノ
上片(リ)ニハ銚子嵌メタルトキ螺壓スヘキ壓螺子(ヌ)ヲ具ヘ又圓筒(ト)ニモ銚子(ニ)ヲ軸(ホ)上ニ摺動シテ上下シ其位置
ヲ適宜ニ固定スル爲メ壓螺子(ル)ヲ具ヘシモノナリトス

本發明ハ如何ナル理髮用銚子ニモ取着ケ使用シ得ヘクシテ之ヲ使用センニハ銚子ノ背部ニ本器銚片(チ)ニ嵌メ壓
螺子(ヌ)ヲ以テ固着セシメ而シテ銚子(ニ)ヲ軸(ホ)上ニ摺動シテ刃面ト櫛トノ距リヲ適宜ノ度トシ壓螺子(ル)ヲ緊メ然
ル後櫛ヲ頭地ニ接シ髮ヲ梳リツ、斬髮スルモノトス

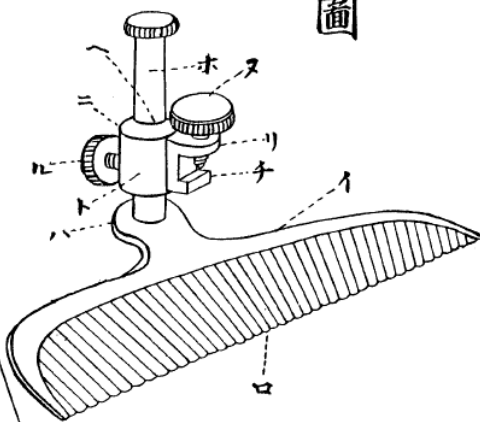
上文ニ詳記セル如ク本發明櫛ハ中央ニ向テ傾ケル齒ナルガ故ニ髮ヲ梳ツルニ方リ髮ハ中央ニ集マルノ傾キアリ
テ齒ヨリ脱スルコトナク且ツ刃面ト櫛トノ距リヲ一定シ得ルヲ以テ一定ノ長サニ斬髮シ得而シテ銚子ハ適宜軸
上ヲ摺動シテ上下セシムルヲ得ルカ故ニ長短ノ度ヲ變更シテ適宜ニ定メ得ベシ

特許條例ニ據リ予ガ此發明ノ特許ヲ請求スル區域ヲ左ニ掲ク

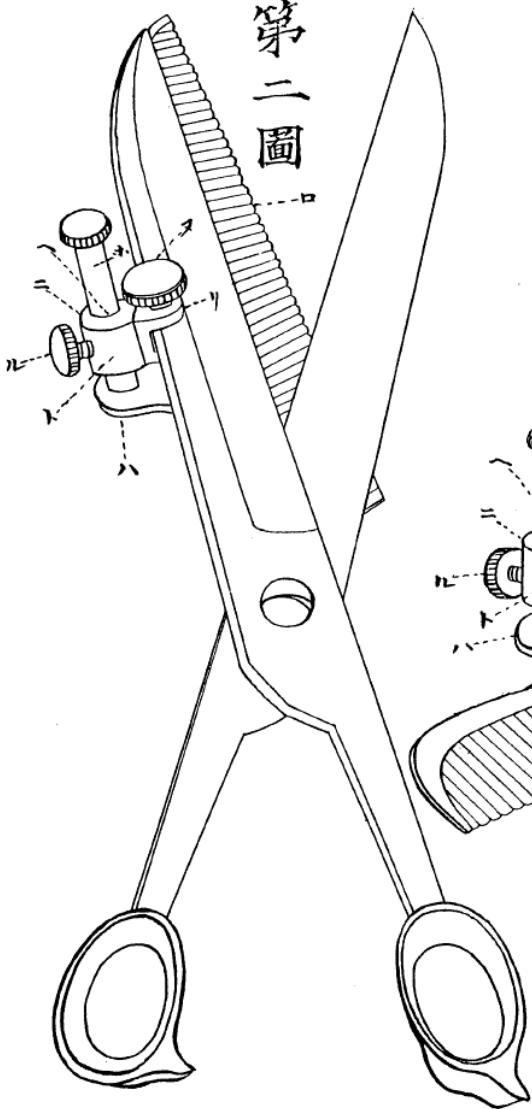
発明の目的

理髪の際にハサミに取付ければ、毛髪櫛の歯より脱することなく、一定の長さに散髪できるだけでなく髪の長短の程度を適宜に定めることができます。

第一圖



第二圖



図の説明

別紙第一圖ハ本發明全體ノ斜面圖第二圖ハ本發明ヲ缺ニ取附タル所ノ斜面圖ニシテ右二圖ニ於テ同一ノ符號ハ同一ノ部分ヲ示ス

掲載特許一覧表

本書で掲載した特許情報53件の一覧を左記に示します。

特許番号	発明の名称	特許日	特許権者	特許権者 (発明者)	発明者	名前のみ
特許第1295号	鉋(毛髪用)	明治24年7月23日	立野平作	原谷平助		
特許第2057号	鉋(理髪用)	明治26年10月9日	岩澤伊之助			
特許第2736号	剪刀	明治29年2月1日	龜山久太郎			
特許第3074号	櫛(理髪用)	明治31年3月21日				遠藤梅五郎
特許第5005号	安全剃刀	明治34年12月7日				山口武
特許第5423号	理髪剪刀	明治35年5月23日				石丸少三
特許第5440号	衛生椅子枕(理髪用)	明治35年5月29日				服部龜次郎
特許第6452号	理髪剪刀	明治36年7月22日				永世勝治
特許第7074号	安全剃刀	明治37年2月5日				岩井安吉
特許第8848号	安全鼻毛鉋	明治38年5月24日				岩田廣一
特許第10559号	椅子噴霧装置	明治39年6月1日				虎谷伊兵衛
特許第13263号	剪刀	明治40年11月18日				トーマス、ステル ウェル、セイア
特許第15701号	北村式軽便理髪器	明治42年2月17日				北村多助
特許第17857号	酒井式安全剃刀	明治43年3月28日		酒井栄造		
特許第18259号	理髪替刃器	明治43年7月6日		中村勤種		
特許第19033号	門脇式簡單「チャッキ」	明治43年12月21日		門脇藤太郎		
特許第19238号	加茂式安全鼻毛刈	明治44年1月26日	耕田虎吉	加藤彌吉		
特許第19357号	廻平安全剃刀	明治44年2月15日		森山政吉		
特許第20354号	磯野式自由「バリカン」	明治44年7月17日		磯野彌吉		
特許第25588号	改良折畳安全髪剃	大正3年3月10日		アレキサンドル、 マリー ジョゼフ、 ウゼース、ルーブ ル		
特許第25902号	理髪用被布受	大正3年5月6日	野村岩蔵	小田庄左衛門 黒原菊太郎	海藤勇吉	
特許第26564号	菅野式自由「バリカン」	大正3年9月15日		菅野繁三郎		
特許第27419号	山本式「バリカン」換櫛	大正4年3月19日		山本研次		
特許第31423号	剃刀	大正6年8月22日		森生熊		
特許第32547号	自動往復「バリカン」	大正7年4月17日		加藤喜平		
特許第34581号	整髪器兼用安全剃刀	大正8年6月26日		ジョン、ヘンリー、 コワン		
特許第34748号	「バリカン」に取付ナイフ以下より始めて三分 乃至五分に刈り移り得る様にした理髪装置	大正8年7月28日		長井多之郎		
特許第36168号	電動「バリカン」	大正9年4月14日		エー、エッチ、フィ ンドレー マルチ ン、エック		
特許第40046号	雑気自動「バリカン」装置	大正10年9月20日		深川喜久次		
特許第40144号	上野式自動「バリカン」	大正10年9月30日		上野卯右衛門 淺野清吉		
特許第43425号	剃刀器	大正11年9月8日		オイゲン、ルードウ イツ、ミューヘル		
特許第44471号	頭髪用油塗抹具	大正12年1月18日		渡邊佐七		
特許第51003号	安全剃刀	大正12年7月10日		アドルフ、アングス ト		
特許第61213号	鬚剃用石鹸液製造器	大正13年9月20日		ロバート、ハドソ ン、ウエーチャー		
特許第62620号	剪毛吸引理髪機械	大正14年2月27日		福田健一		
特許第66992号	理髪用鋏の改良	大正14年12月21日		深川谷助 深川米一郎		
特許第69763号	刃端に剃液を供給すべくせる剃刀	大正15年10月14日		ケー、ワルミン グ		
特許第70570号	散髪鋏に於ける刃板連結装置の改良	大正15年12月24日		レオ、ジャコブ、 ワール		
特許第79377号	自動式「バリカン」作動機	昭和3年12月11日		西澤精一		
特許第79733号	研磨器付安全剃刀	昭和4年1月8日	インターナショナル、 ロロー、キーン、レ ザー、コンパニー		パウル、クック	
特許第80476号	石鹸泡形成装置	昭和4年2月13日	ゼ、ラサイザー、 コーボレーション		ロバート、ハドソン、 ウエーチャー	
特許第80497号	剪髪機	昭和4年2月15日		福地武史		
特許第85594号	回転式電動調整機	昭和5年2月24日		森山光		
特許第88104号	「ボマード」容器の口	昭和5年9月2日		大林襄		
特許第93539号	固定式刃身と刃身支持片の下に設けたる樋とを有 する安全剃刀	昭和6年11月10日		クリスト、デIMIT ロツフ、デユリユー		
特許第96482号	剃刀	昭和7年6月30日		杉山正太郎		
特許第102956号	安全剃刀	昭和8年9月27日		藥山佳苗 岡本精晃		
特許第108818号	バリカン	昭和9年12月10日		原喜一 都谷敬讓		
特許第110475号	廻轉駆動装置を備ふる自動剃刀器	昭和10年4月24日	テレフォン、アパラ ト、フアブリーク、 エー、ツウイーツシ ユ、ウント、コムバ ニー、ゲゼルシャフ ト、ミツト、ベシユレ ンクテル、ハフツング		ゲオルグ、ビニーク	
特許第116497号	電気「バリカン」	昭和11年7月8日		田口寛次 渡邊良福		
特許第117598号	刃を振動せしむべき電磁的振動発動機を具備する 安全剃刀	昭和11年10月2日		ルドルフ、ゴールド シミット		
特許第119483号	顔剃石鹸塗用品容器	昭和12年3月5日		小岩井宗作		
特許第126325号	電氣的に駆動せらるる剃刀器	昭和13年8月26日	シーメンズ、ウント、 ハルユグ、アクチエ ン、ゲゼルシャフト		ルドルフ、シユー ネマン アレキサン デル、シャーフ	

おわりに

古い発明の文献にあたるのは、一筋縄ではいきませんでしたが大変面白い作業でした。読めない旧字と句読点のない明細書の文章、そして技術がどう成り立っているのかを示した独特の説明文を目の前に、まるで見たことのない景色に迷い込むようでした。何が書いてあるのだろうという好奇心と、わからない不安感が入り混じるような感覚です。読み進めていくと、心に触れてくる人の感触にも気づくようになり、古い発明の明細書は、なぜだかいつまでも歩いていたくなる景色のようです。徐々に、旧字体の文章にも慣れてきました。名称や図面を見てどんな発明か想像しながら読んでいくのがコツのようですのでお試しくください。

旧字について少し調べてみますと、当時は印刷字体と手書きの字体は異なっていたようです。発明の明細書は印刷物ですので旧字体だったわけです。昭和9年に日本の国語政策を検討するために国語審議会が設立されて、漢字の字体や仮名遣いの議論が重ねられ、戦前に標準漢字表が発表されましたが、実行性はもたず、戦後になって見直されて昭和21年に当用漢字体表として発表された後に、旧字体から新字体へと切り替わっていったようです。

時代の変化は曖昧模糊としており、はっきりと変化が見えるわけではありません。しかし、発明と発明のつなぎ目に見えてくる景色に魅力を感じてなりません。これからも、さまざまな切り口で日本の生活文化を見ていきます。発明を通して当時の人々の息づかいを感じることに楽しみます。どうぞご期待ください。

平成27年12月

編集協力

編集協力

橋本小百合
庵雅美

中島隆

広瀬徹

関由紀子

長尾浩志

対馬春

発明に見る日本の生活文化史
美容シリーズ 第1巻理容室

発行：2015年12月
定価：本体価格30,000円＋税

発行：株式会社ネオテクノロジー
〒101-0062東京都千代田区神田駿河台2-3-13鈴木ビル2F
TEL. 03-3219-0899 FAX. 03-3219-7066
URL <http://www.neotechnology.co.jp>

©2015 NeoTechnology
ISBN978-4-86573-576-5

Printed in Japan